

# 令和7年度 対馬市公開型 GIS 構築業務公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本要領は対馬市（以下「本市」という。）が行う、「令和7年度 対馬市公開型 GIS 構築業務（以下「本業務」という。）」について、最も適したシステムを構築する受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和7年度 対馬市公開型 GIS 構築業務

### (2) 業務内容

別紙「令和7年度 対馬市公開型 GIS 構築業務 特記仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※システム運用期間は、令和8年3月1日から令和13年3月31日までを想定している。

### (4) 提案上限額

令和7年度支払い上限額：5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記は契約時の予定価格となるものではなく、本業務の事業規模（システム構築費及びシステム運用保守費用（令和8年3月1日から令和8年3月31日まで））を示すものである。

※公開型 GIS サービス利用料及びシステム運用保守費（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の事業規模は、2,849,000円（消費税及び地方消費税を含む）を見込んでおり、令和8年度以降の経費に関する契約については、市及び受託者が個別に協議の上、決定するものとする。

## 3. プロポーザル方式の方法及び採用理由

本業務は公開型 GIS の構築及び保守業務という専門的な知識と技術、実績が求められるため、単に価格のみの競争では目的が達成できない可能性があることから、本業務を遂行できる最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして随意契約を締結する。

## 4. 公募要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。なお、参加形態は事業者単体とし、業務の下請けは認めない。

(1) 長崎県内又は福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 地方公共団体において、公開型 GIS の導入実績（現在稼働中のもの）を有していること。また、当該システム製品を自社で保有し、なおかつデジタル庁の「デジタル地方創生サービスカタログ（2024年冬版）」に掲載されている製品であること。

(3) 令和7年度対馬市競争入札参加資格者名簿（以下「資格名簿」という。）に登載されている者。ただし、次のアからオに掲げる書類を参加申込の際に提出する場合は、資格名簿に登載されていない者も参加可能とする。

ア 履歴事項全部証明書（申込日前3か月以内のもの。写し可）

イ 納税証明書（申込日前 3 か月以内のもの。写し可）

- ・ 対馬市税の未納がない証明書（本市に営業所等を有する者のみ。）
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書

ウ 営業に必要な許可、許可等を証する書類の写し

エ 財務諸表類（直近 1 年分）又は青色申告書等の写し

オ 対馬市政治倫理条例第 5 条第 1 項に規定する関係企業以外の者であること。

（４） 公募開始日において、以下の認証を取得していること。

- ・ JISQ9001（ISO9001） 品質マネジメントシステム
- ・ JISQ14001（ISO14001） 環境マネジメントシステム
- ・ JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク）
- ・ JISQ27001（ISO/IEC27001） 情報セキュリティマネジメントシステム
- ・ JISQ20000 サービスマネジメントシステム
- ・ JIP-ISMS517-1.0（ISO/IEC27017） ISMS クラウドセキュリティ

（５） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づき対馬市の入札参加の制限を受けていない者であること。

（６） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。

（７） 提案者は、事業化に向けて必要となる本市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。

## 5. 事業全体スケジュール

本プロポーザルの全体スケジュールは、下表のとおりとする。

| 内 容                                                                             | 期 間 等                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【参加申込】<br>・ 公募開始日<br>・ 質問書の受付期間<br>・ 質問書の回答<br>・ 参加申込に係る書類の提出期限<br>・ 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 4 月 18 日（金）<br>公募開始日から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで<br>令和 7 年 5 月 8 日（木）までに随時<br>令和 7 年 5 月 16 日（金）<br>令和 7 年 5 月 19 日（月） |
| 【審査】<br>・ 企画提案書類の提出期限<br>・ プレゼンテーション等通知<br>・ プレゼンテーションの実施<br>・ 最優秀提案者の決定        | 令和 7 年 6 月 2 日（月）必着<br>令和 7 年 6 月 6 日（金）予定<br>令和 7 年 6 月 23 日（月）予定<br>令和 7 年 6 月 25 日（水）予定                             |

## 6. 質問の受付及び回答

本業務の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第 1 号）により電子メールによって行うこと。

なお、電話による質問の受付は一切行わない。

（１） 提出期限

令和7年5月2日（金）17時まで

(2) 提出先

対馬市しまづくり推進部デジタル推進課 担当者：西山、松村

E-mail : digital@city-tsushima.jp

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から随時、市ホームページに掲載する。質問の回答期限は令和7年5月8日（木）17時までとする。

## 7. 参加申込に係る書類の提出

- (1) 参加申込に係る次の①～④の書類を順に綴り、下記の提出期限までに提出すること。

| 項目 |             | 様式番号  | 提出部数    |
|----|-------------|-------|---------|
| ①  | プロポーザル参加申込書 | 様式第2号 | 正1部、副7部 |
| ②  | 会社概要        | 様式第3号 | 正1部、副7部 |
| ③  | 業務実績調書      | 様式第4号 | 正1部、副7部 |
| ④  | 技術者調書       | 様式第5号 | 正1部、副7部 |

対馬市業務委託プロポーザル方式実施要領第8条第1項に基づく参加資格条件により、資格者名簿に登録されていない者が申込みをする場合には、上記①～④の書類とあわせて、以下⑤～⑨の書類も併せて提出すること。（各1部）

⑤ 履歴事項全部証明書（申込日前3か月以内のもの。写し可。）

⑥ 納税証明書（申込日前3か月以内のもの。写し可。）

- ・対馬市税の未納がない証明書（本市に営業所等を有する者のみ）
- ・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書

⑦ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

⑧ 財政諸表類（直近1年度分のみ。）又は青色申告書等

⑨ 対馬市政治倫理条例第5条第1項が規定する関係企業以外の者であることの誓約書

(2) 提出期限

令和7年5月16日（金）17時まで

(3) 提出方法

書面にて持参又は書留郵便で提出すること。

宛先：対馬市しまづくり推進部デジタル推進課 担当：西山、松村

住所：〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

電話番号：0920-53-6111

## 8. 企画提案書類の提出

- (1) 提案に係る次の①～③の書類を順に綴り、下記の提出期限までに提出すること。

| 項目 |         | 様式番号    | 提出部数        |
|----|---------|---------|-------------|
| ①  | 企画提案書類鑑 | 様式第 6 号 | 正 1 部、副 7 部 |
| ②  | 企画提案書   | 様式第 7 号 | 正 1 部、副 7 部 |
| ③  | 見積書     | 様式第 8 号 | 正 1 部、副 7 部 |

#### ○注意事項

- ・ 企画提案書は A4 版縦向きで作成し、文字のフォントサイズは 10.5pt 以上とすること。  
ただし、図表中の文字はこの限りではない。
- ・ 企画提案書の提案課題 1～4 は、様式第 7 号に記載のページ制限内で作成すること。また、  
いずれの提案課題も文章・図表は平易な表現で記載すること。
- ・ 企画提案書に記載する内容は、原則として見積価格以内で実施可能なものに限って記載す  
ること。今後の提案事項として有効と考えられる提案（見積価格に含まれないもの）につい  
ては、その旨を企画提案書に明記すること。
- ・ 見積書はシステム構築費用及び運用保守費用について、それぞれ内訳書を作成して添付す  
ること。

#### (2) 提出期限

令和 7 年 6 月 2 日（月）17 時まで

#### (3) 提出方法

書面にて持参又は書留郵便で提出すること。

宛先：対馬市しまづくり推進部デジタル推進課 担当：西山、松村

住所：〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地

電話番号：0920-53-6111

## 9. 評価及び審査

#### (1) 審査方法

庁内に設置する「対馬市公開型 GIS 構築業務受託候補者選定評価委員会（以下「委員会」という。）」  
にて、提出された参加申込に係る書類や企画提案書類をもとに、参加要件の確認及び指定様式評価  
を行い、参加要件を満たす事業者に対して、プレゼンテーション実施の要請を行う。

なお、企画提案書類及びプレゼンテーションについては、委員会において実施するものとする。

#### (2) 審査基準

審査基準は、提出書類の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により、総合的に  
審査を行う。

| 評価項目 |            |                | 配点 |     | 判断評価基準                                                  |
|------|------------|----------------|----|-----|---------------------------------------------------------|
| A    | 指定様式<br>評価 | 会社概要           | —  | 40  | 指定様式の記載内容による評価を行う。業務実績を評価する。                            |
|      |            | 業務実績調書         | 20 |     |                                                         |
|      |            | 技術者調書          | 20 |     |                                                         |
| B    | 企画<br>提案書  | 提案課題 1<br>実施方針 | 12 | 100 | 企画提案書の記載内容による評価を行う。業務内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。 |
|      |            | 提案課題 1<br>実施体制 | 10 |     |                                                         |
|      |            | 提案課題 1<br>工程計画 | 10 |     |                                                         |
|      |            |                |    |     |                                                         |

| 評価項目 |             |                       | 配点  |                               | 判断評価基準 |
|------|-------------|-----------------------|-----|-------------------------------|--------|
|      |             | 提案課題 2<br>公開型 GIS の特徴 | 18  |                               |        |
|      |             | 提案課題 2<br>住民・事業者等の利活用 | 10  |                               |        |
|      |             | 提案課題 2<br>職員の利活用      | 10  |                               |        |
|      |             | 提案課題 3<br>保守サポート体制    | 8   |                               |        |
|      |             | 提案課題 3<br>稼働前の支援      | 8   |                               |        |
|      |             | 提案課題 3<br>稼働後の支援      | 8   |                               |        |
|      |             | 提案課題 4<br>その他提案事項     | 6   |                               |        |
|      |             | C                     | 見積書 |                               |        |
| D    | プレゼンテーション評価 |                       | 20  | プレゼンテーション・デモンストレーション内容等を評価する。 |        |
| 計    |             |                       | 200 |                               |        |

### (3) プレゼンテーション審査の実施

#### ① 実施方法

- ・ 説明 30 分、質疑応答 15 分とする。
- ・ 入場する説明者は、3 名以内とする。なお、管理技術者として予定している者は必ず参加すること。
- ・ 追加提案資料の作成及び配布は禁止する。
- ・ プレゼンテーションに必要な機器・データ等は提案者で用意すること。ただし、プロジェクターとスクリーンについては本市で準備する。

#### ② 実施日時

- ・ 令和 7 年 6 月 23 日（月）を予定する。詳細な日時及び場所、留意事項等については、参加資格通知時に各事業者へ周知する。

### (4) 最優秀提案者の特定

- ① 委員会が評価基準における全項目について評価を行い、各委員の評点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者として特定する。
- ② 各委員の評点の合計点数が同点の場合は、評価項目の A、B の 2 項目の評点の合計が高いものを上位とする。
- ③ 上記①、②の方法により最優秀提案者特定出来ない場合は、評価委員の協議により最優秀者及び次点のものを特定する。
- ④ 提案者が 1 者になった場合でも評価を行い、各評価委員の評価得点の平均点が最低水準点（120 点）以上であれば特定する。
- ⑤ 提案者全ての評価得点が④による最低水準点未満の場合は、本プロポーザルを不調とする。

## 10. 契約の締結

### (1) 契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者と、提出された参加申込に係る書類、企画提案書類並びにプレゼンテーションの内容により、契約締結のための協議を行う。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

### (2) 運用保守契約

令和8年度以降のシステム運用保守業務については、本市と個別に協議を行い、別途委託契約するものとする。

## 11. その他留意事項

- (1) 企画提案書類の作成及びプロポーザルへの参加に当たって必要な費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 本業務について、参加表明書提出後に辞退する場合、辞退届（様式は自由）に辞退理由を明記の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、辞退しても指名停止措置など不利益となる措置は一切ないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案書等は、本業務受託候補者の審査以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、対馬市情報公開条例（平成16年対馬市条例第13号）に基づき公開する場合には使用することがある。
- (5) 本手続において提出した書類等への虚偽記載、その他不正な行為をしたときは、参加資格を喪失する。
- (6) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (7) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

## 12. 問い合わせ先（事務局）

対馬市しまづくり推進部デジタル推進課 担当：西山、松村

住所：〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

電話番号：0920-53-6111

E-mail：digital@city-tsushima.jp